

加古川市住宅耐震化等促進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内に存する住宅（国、地方公共団体その他関係機関が所有する住宅を除く。以下「住宅」という。）の所有者が耐震改修工事等を行うに際して、地域住宅計画（地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅の整備等に関する特別措置法（平成17年法律第79号）第6条第1項に規定）に基づき、その耐震改修工事等の経費の一部に補助金を交付することにより、住宅の耐震化の促進を図ること、及び地震による住宅の倒壊から市民の生命を守ることを目的とする。

(総則)

第2条 補助金は、予算の範囲内で交付するものとし、国が定める社会資本整備総合交付金要綱、兵庫県が定める兵庫県まちづくり部補助金交付要綱、兵庫県市町振興支援交付金交付要綱及び加古川市補助金等交付規則に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第3条 要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができるよう、次に掲げる室、設備等のすべてを有する建物又は建物の一部のことをいう。
 - ア 一つ以上の居室
 - イ 専用（共用の場合であっても、他の世帯の居住部分を通らずに、いつでも使用できるものを含む。以下同じ。）の炊事用流し（台所）
 - ウ 専用のトイレ
 - エ 専用の出入口
- (2) 戸建住宅 一つの建物が一つの住宅となっているものをいう。
- (3) マンション 共同住宅のうち耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ面積が1,000㎡以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として3階以上のものをいう。
- (4) その他共同住宅 戸建住宅及びマンション以外のものをいう。（長屋住宅を含む。）
- (5) 管理組合 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第2条第3号に規定する管理組合をいう。
- (6) 耐震診断 次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」（2012年改訂版、2004年改訂版）による一般診断法又は精密診断法
 - イ 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」（1996年版、2011年版）による耐震診断
 - ウ 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第1次診断法」、「第2次診断法」又は「第3次診断法」（2001年版、2017年改訂版）による耐震診断
 - エ 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第1次診断法」、「第2次診断法」又は「第3次診断法」（2009年版）による耐震診断
 - オ 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第3章第8節に規定する構造計算（以下「構造計算」という。）による耐震診断
 - カ 上記アからオまでに掲げる方法と同等と認められる耐震診断
- (7) 耐震基準 住宅の耐震性について、別表第1に定める基準をいう。

- (8) 安全性が低いと診断されたもの 次のいずれかに該当するものをいう。
- ア 耐震診断の結果、耐震基準に満たないもの
 - イ 平成12年度から14年度までに実施した「わが家の耐震診断推進事業」で診断の結果、安全性が低いと診断されたもの（ただし、耐震診断の結果、耐震基準を満たすことが判明したものを除く。）
 - ウ 平成17年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」で診断の結果、安全性が低いと診断されたもの（ただし、耐震診断の結果、耐震基準を満たすことが判明したものを除く。）
- (9) 耐震改修計画策定 住宅の耐震性向上のために行う耐震基準を満たす改修計画の策定であって、補強設計及び補強設計に基づく耐震改修工事に要する費用の見積りをいい、耐震判定委員会による建築物の耐震診断の結果及び耐震改修計画に関する評価・判定等を含む。
- (10) 耐震改修工事 住宅の耐震性向上のために行う耐震基準を満たす工事であって、次に掲げるものをいい、カのみによる工事を除く。
- ア 基礎、柱、はり及び壁の補強工事（地盤改良工事を含む。）
 - イ 屋根を軽量化する工事
 - ウ 床面の剛性を高める工事
 - エ 第14号に規定するひょうご住宅耐震改修技術コンペ優良工法による補強工事又は別表第2に掲げる工法に該当するものとして市長が認めるものによる工事
 - オ 減築工事（減築後の住宅が第1号に規定する住宅となるものに限る。）
 - カ 第17号に規定する附帯工事
- (11) 屋根軽量化工事 住宅の耐震性向上のために行う住宅の屋根全体を非常に重い屋根（土葺瓦屋根）から重い屋根（棧瓦葺等）又は軽い屋根（スレート板、鉄板葺等）に軽量化する工事をいい、第17号に規定する附帯工事を含むものとする。
- (12) シェルター型工事 住宅が倒壊しても、居室内の安全性が確保できる工事であって、次に掲げるものをいい、第17号に規定する附帯工事を含むものとする。
- ア 別表第2に掲げる工法に該当するものとして市長が認めるものによる工事
 - イ 別表第3に掲げるシェルター等を設置等する工事
- (13) 防災ベッド等 住宅が倒壊しても、安全な空間を確保する防災ベッドその他の装置であって、次に掲げるものをいう。
- ア 別表第2に掲げる装置に該当するものとして市長が認めるもの
 - イ 別表第4に掲げる装置
- (14) ひょうご住宅耐震改修技術コンペ優良工法 平成16年ひょうご住宅耐震改修技術コンペ又は平成18年度ひょうご住宅耐震改修工法コンペで補助対象工法として認められたものをいう。
- (15) 住宅改修業者登録制度 住宅改修事業の適正化に関する条例（平成18年兵庫県条例第35号）に基づく住宅改修業者登録制度をいう。
- (16) 事業者グループ 県・市町と連携して耐震化に取り組むものとして、県の登録を受けた、設計事務所及び施工業者から構成されるグループをいう。
- (17) 附帯工事 次に掲げる工事とする。ただし、著しい機能向上に係るものを除く。
- ア 補強する壁等の部位（以下「補強箇所」という。）の周囲91センチメートルの範囲内における外壁の仕上げ材、下地材等の撤去及び復旧工事並びに当該部分の断熱工事
 - イ 補強箇所が含まれる室における内壁、天井及び床の仕上げ材、下地材等の撤去及び復旧工事並びに当該部分の断熱工事
 - ウ 住宅の耐震性向上に係る工事に伴い必要となる次の工事
 - (ア) 建具の取替え工事
 - (イ) 配管又は配線の切替え工事

- (ウ) 既存の住宅設備機器等（キッチンセット（吊り戸棚を含む。）、洗面化粧台、便器、浴槽、空調機等）の取外し及び再取付けに係る工事
 - エ 屋根を軽量化する工事に伴い実施する下地材及び樋の取替え工事
 - オ 腐朽、シロアリ等により被害のある部分の取替え工事
 - カ 劣化の改善となる工事
- (18) 耐震事業者 申請者との契約により、耐震改修計画策定又は耐震改修工事等を実施する者をいう。
- (19) 代理受領 耐震事業者が、申請者からの委任を受け、補助金の受領を代理で行うことをいう。
- (20) 所得 所得税法第 120 条に規定する確定申告所得をいう。

(補助金の交付対象)

第 4 条 当該補助の対象となる事業等（以下「補助事業」という。）の内容、補助金の額等に関しては、別表第 5 に掲げるとおりとする。

(対象となる住宅の要件等)

第 5 条 補助事業の対象となる住宅は、第 3 条第 1 号に定めるもののほか、次の各号すべてに適合する戸建住宅、マンション及びその他共同住宅とする。

- (1) 加古川市内に所在する昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の 1 / 2 未満のもの）を含む。）であること
 - (2) 原則として、次の各号のいずれにも該当しない住宅とする。
 - ア 現況において、特定行政庁から建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 9 条に規定する措置が命じられている住宅
 - イ 建築基準法の一部を改正する法律（平成 10 年法律第 100 号）による改正前の建築基準法第 38 条の規定に基づく認定工法により建築された住宅
- 2 耐震診断及び耐震改修計画策定は、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条第 1 項に規定する建築士が行うものであること。
- 3 前項の建築士は、建築士法第 23 条に規定する登録を受けている建築士事務所に勤務しているものであること。ただし、同法第 23 条に規定する登録が不要である場合にあつては、この限りでない。

(交付申請)

第 6 条 第 4 条の補助金の交付を受けようとする者は、補助事業に着手する前に、補助金交付申請書（様式第 1 号）に市長が別に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 マンション及びその他共同住宅について前項の規定による申請を行おうとする者は、当該申請を行う前に、事前協議書（様式第 1 号の 2）に市長が別に定める書類を添えて市長に提出し、補助事業について市長と必要な協議を行わなければならない。

(補助金の交付の決定)

第 7 条 市長は、前条の申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をする。

- 2 市長は、交付決定をする場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付するものとする。
- 3 市長は、交付決定の内容及びこれに付した条件を、補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により当該補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。
- 4 補助金の交付を受けようとする者は、前項の交付決定の通知が行われた後でなければ、事業に着

手してはならない。

(申請の取下げ)

第8条 申請者は、交付決定が行われるまでに発生した事由により補助事業を行わないこととなったときは、補助金交付申請取下書(様式第3号)を速やかに市長に提出しなければならない。

(補助事業の廃止)

第9条 交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業の廃止を行おうとする場合は、補助事業廃止承認申請書(様式第4号)を速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受理した場合は、その内容を精査し、申請事項を承認すべきと認めるときは、補助事業廃止承認通知書(様式第5号)により、当該補助事業者に通知するものとする。

(交付決定額の変更)

第10条 補助事業者は、補助事業の内容に変更が発生し、第7条第3項の規定により通知された補助金の額(以下「交付決定額」という。)の変更を受けようとするときは、補助金変更交付申請書(様式第6号)に市長が別に定める書類を添えて、遅滞なく市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、第7条第1項及び第2項の規定に準じ決定を行い、その旨を補助金交付決定変更通知書(様式第7号)により、当該補助事業者に通知するものとする。

3 第7条第4項の規定は、前項の補助金の交付決定額の変更において準用する。

(補助事業の遂行状況報告等)

第11条 補助事業者は、市長から補助事業の遂行状況の報告を求められたときは、事業の遂行状況、今後の見通し(完了予定年月日)及び所見を報告しなければならない。

2 市長は、補助事業の遂行状況を確認するため、必要に応じ、住宅耐震改修工事費補助、耐震改修計画・工事費パッケージ型補助、簡易耐震改修工事費補助、屋根軽量化工事費補助又はシェルター型工事費補助の交付決定を受けた補助事業者に対して、工事中に中間検査を実施する。

3 市長は、前項の中間検査を実施することとした場合は、第7条第3項の通知の際、中間検査実施通知書(様式第8号)により、補助事業者に通知するものとする。

4 補助事業者は、中間検査の際、当該補助事業にかかる契約書の写しを提出するものとし、その写しが契約書原本と同一であることの確認を受けなければならない。

5 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了する見込みがない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに補助事業遂行困難状況報告書(様式第9号)を市長に提出して、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業実績報告書(様式第10号)に市長が別に定める書類を添えて、補助事業が完了した日の翌日から起算して14日を経過した日又は補助金の交付決定の通知があった日の属する年度の2月末日(当該日が閉庁日の場合は、その直前の開庁日)のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

(是正命令)

第13条 市長は、前条の規定による報告を受理した場合において、補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該内容等に適合させるための措置を執るべきことを補助事業者に命ずることができる。

- 2 前項の規定は、第11条第1項の報告があった場合及び同条第2項による中間検査を実施した場合について準用する。
- 3 補助事業者は、第1項の措置が完了したときは、前条の規定に従って実績報告をしなければならない。

(補助金の額の確定)

第14条 市長は、補助事業の完了に係る第12条（前条第3項において準用する場合を含む。）の規定による報告があった場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第11号）により補助事業者に通知するものとする。ただし、確定した補助金等の額が、第7条第1項の規定により交付の決定をした補助金等の額（第10条第2項の規定により補助金の額の変更を決定したときは、当該変更後の額）と同額であるときは、当該通知を省略することができる。

(補助金の請求)

第15条 市長は、前条第1項の額の確定を行ったのち、補助事業者から提出される補助金請求書（様式第12号）により補助金を交付する。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず概算払することができる。

(補助金の代理受領)

第16条 代理受領を利用しようとする申請者は、補助金交付申請書を提出する際に、代理受領事前届出書（様式第13号。以下「事前届出書」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ないと認めた場合は、補助事業実績報告書を提出する前までに提出すればよいものとする。

- 2 市長は、事前届出書の提出があった場合は、補助事業者に対し、代理受領事前届出確認通知書（様式第14号）を送付するものとする。
- 3 補助事業者は、代理受領の利用をやめようとするときは、補助事業実績報告書を提出する前までに代理受領事前届出取下届（様式第15号）を提出しなければならない。
- 4 代理受領を利用しようとする補助事業者は、補助事業実績報告書を提出する際に、代理受領確認書（様式第16号）を市長に提出しなければならない。また、代理受領確認書には、印鑑登録証明書と同一の印鑑で押印するとともに、印鑑登録証明書を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第17条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正の手段により、補助金の交付決定を受けたとき。
 - (2) 補助金の交付決定の内容、これに付した条件又はこの要綱若しくは関係法令に違反したとき。
 - (3) 補助金等を補助事業以外の用途に使用したとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書（様式第17号）により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第18条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、決定の日の翌日から起算して15日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。

- 2 市長は、第14条の規定により補助金の額の確定を行った場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、額の確定の日の翌日から起算して15日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。
- 3 市長は、やむを得ない事情があると認めるときは、前2項の期限を延長することができる。

(加算金及び遅延利息)

- 第19条 補助事業者は、前条第1項の規定により補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。
- 2 補助事業者は、前条第1項又は第2項の規定により補助金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した遅延利息（10円未満は切捨て）を市に納付しなければならない。

(設計の確認)

- 第20条 耐震改修計画・工事費パッケージ型補助の補助事業者は、耐震改修計画の策定を完了した後かつ耐震改修工事に着手する前に、設計確認書（様式第18号）に市長が定める書類を添えて市長に報告しなければならない。
- 2 簡易耐震改修工事費補助の補助事業者は、耐震診断を完了した後かつ耐震改修工事に着手する前に、設計確認書（様式第18号）を市長に提出することができる。

(消費税等仕入控除税額)

- 第21条 補助申請者は、第6条に規定する補助金の交付の申請をする場合において、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ）があるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。
- 2 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合は、速やかに消費税等仕入控除税額報告書（様式第19号）により市長に報告しなければならない。
 - 3 市長は、前項の規定による報告があった場合において、確定した消費税等仕入控除税額が当該補助金等の交付の申請時に減額した消費税等仕入控除税額を超えるときは、消費税等仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じなければならない。
 - 4 補助事業者は、前項の規定により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額の返還を命ぜられたときは、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額の全額又は一部を市に返還しなければならない。

(実績の公表)

- 第22条 市長は、本事業の補助を受けて実施された耐震改修工事实績の公表を県が行う場合にあつては、資料の提供その他の措置を講ずるものとする。

(帳簿の備付け)

- 第23条 補助事業者は、当該補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、

収入及び支出について証拠書類を整理し、当該補助事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(財産の処分の制限)

第24条 補助事業者は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供する場合において、その取得価格又は効用の増加価格が50万円以上であるときは、市長の承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、前項の承認の対象となる財産に係る台帳を備え、保存しておかなければならない。

(台帳の整備)

第25条 市長は、補助の執行状況を明らかにするため、住宅耐震化等促進事業補助金台帳を整備するものとする。

(補則)

第26条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第3条第7号関係）

耐震診断区分		構造種別	耐震基準
(一)	第3条第6号アによるもの	木造	上部構造評点 ≥ 1.0 ※時刻歴応答計算による方法の場合は、これと同等の耐震性を有すると認められること
(二)	第3条第6号イによるもの	鉄骨造	構造耐震指標 $I_s \geq 0.6$
(三)	第3条第6号ウによるもの	鉄筋コンクリート造	構造耐震指標 I_s / 構造耐震判定指標 $I_{so} \geq 1.0$ ※ I_{so} 算定に用いる用途指標 U は1.0とする
(四)	第3条第6号エによるもの	鉄骨鉄筋コンクリート造	構造耐震指標 I_s / 構造耐震判定指標 $I_{so} \geq 1.0$ ※ I_{so} 算定に用いる用途指標 U は1.0とする
(五)	第3条第6号オによるもの	全て	構造計算により安全性が確かめられること
(六)	第3条第6号カによるもの	全て	上記(一)から(五)までの耐震基準と同等の耐震性を有すると認められること

注) 簡易耐震改修工事費補助においては、上部構造評点の「1.0」を「0.7」と、構造耐震指標 I_s の「0.6」を「0.3」と読み替えるものとする。

別表第2（第3条第10号エ、第12号、第13号関係）

1	(一財) 日本建築防災協会の防災技術評価制度等で評価された工法又は装置
2	都道府県で補助対象工法として認められたもののうち、当該都道府県における評価委員会等の第三者機関により評定を受けた工法又は装置
3	公的機関の認定・試験等によりその性能が評価された工法又は装置

別表第3 (第3条第12号イ関係)

No.	名 称	会 社 名
1	耐震 TB シェルター「鋼耐震」	株式会社東武防災建設 東武ボウサイ株式会社
2	レスキュールーム	有限会社ヤマニヤマショウ
3	シェル太くん工法	株式会社ヤマヒサ
4	シェルキューブ	株式会社デリス建築研究所
5	地震シェルター「不動震」	株式会社東武防災建設 東武ボウサイ株式会社
6	セフティルーム	ハイブリッドハウス販売株式会社
7	シェル BOX	ナスラック株式会社
8	J. Pod 耐震シェルター	J. Pod&耐震工法協会
9	木質耐震シェルター	株式会社一条工務店
10	木造軸組耐震シェルター「剛健」	有限会社宮田鉄工
11	耐震健康シェルター「命守」	株式会社青ヒバの会ネットワーク
12	「ウッド・ラック」ルームシェルター ひのき庵	新光産業株式会社
13	パネル式耐震シェルター	SUS 株式会社
14	シェルキューブ R	株式会社デリス建築研究所

別表第4 (第3条第13号関係)

No.	名 称	会 社 名
1	ウッド・ラック (WOOD-LUCK)	新光産業株式会社
2	防災ベッド BB-002	株式会社ニッケン鋼業
3	介護ベッド用防災フレーム	株式会社ニッケン鋼業
4	安心防災ベッド枠 A	フジワラ産業株式会社
5	安心防災ベッド枠 B	フジワラ産業株式会社
6	耐圧ベッドルーム型シェルター	株式会社エヌ・アイ・ピー
7	耐震シェルター耐震和空間	株式会社ニッケン鋼業
8	つみつくベッドシェルター	NPO 法人つみつくくらぶ
9	減災寝室	有限会社扇光
10	シェルターユニットバス (UB)	J 建築システム株式会社
11	耐震小型シェルター「構-kamae-」テーブルタイプ	株式会社安信

別表第5 (第4条関係)

補助事業の対象となる者	住宅耐震化補助									
	住宅耐震改修計画策定費補助									
	次に掲げる要件をすべて満たす者 1 次の各号のいずれかに該当する住宅を所有する者 (1) 耐震診断の結果、安全性が低いと診断されたもの又は安全性が低いと診断されるもの (2) 平成12年度から14年度までに実施した「わが家の耐震診断推進事業」で診断の結果、安全性が低いと診断されたもの (3) 平成17年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」で診断の結果、安全性が低いと診断されたもの 2 兵庫県住宅再建共済制度(家財再建共済制度を除く。)に加入している又は加入する住宅を所有する者 3 加古川市税を完納している者									
補助事業の対象となる経費	補助事業の対象となる住宅(補助事業の対象となる者の第1項及び第2項に定める住宅をいう。以下同じ。)の耐震診断及び耐震改修計画策定に要する経費(ただし、その他共同住宅及びマンションにおいては、住宅に係る部分に要する経費に限る。)									
補助率	2/3									
補助金の額	戸建住宅	補助事業の対象となる経費に補助率を乗じた額又は20万円のいずれか低い額(千円未満の端数切捨て)。ただし、耐震診断の結果、地震に対して安全な構造であることが確認できた場合にあつては、3.3万円(定額)とする。								
	その他共同住宅	補助事業の対象となる経費に補助率を乗じた額又は12万円に補助事業の対象となる者が所有する住宅の戸数を乗じた額のいずれか低い額(千円未満の端数切捨て)。ただし、耐震診断の結果、地震に対して安全な構造であることが確認できた場合にあつては、4万円/戸(定額)とする。								
	マンション	補助事業の対象となる経費に補助率を乗じた額又は補助事業の対象となる住宅の延べ面積(ただし、居住の用に供する部分に限る。)を下表に基づき区分し、面積区分ごとの交付限度額単価をそれぞれ乗じて得た額を合算した額のいずれか低い額(千円未満の端数切捨て)。ただし、耐震診断の結果、地震に対して安全な構造であることが確認できた場合にあつては、下表に基づき算出される額に1/3を乗じて得た額を限度とする。								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>面積区分</th> <th>交付限度額単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000㎡以内の部分</td> <td>2,400円/㎡</td> </tr> <tr> <td>1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分</td> <td>1,000円/㎡</td> </tr> <tr> <td>2,000㎡を超える部分</td> <td>700円/㎡</td> </tr> </tbody> </table>	面積区分	交付限度額単価	1,000㎡以内の部分	2,400円/㎡	1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分	1,000円/㎡	2,000㎡を超える部分	700円/㎡
面積区分	交付限度額単価									
1,000㎡以内の部分	2,400円/㎡									
1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分	1,000円/㎡									
2,000㎡を超える部分	700円/㎡									
適用除外する事項	-									
その他の事項	<p>1 策定される耐震改修計画が、地震に対して安全な計画となっていること又は耐震診断の結果により、地震に対して安全な構造であることを確認できること。</p> <p>2 区分所有のその他共同住宅における補助の対象となる戸数は、補助事業の対象となる者が所有する戸数とする。</p> <p>3 その他共同住宅とは、戸建住宅及びマンション(共同住宅のうち耐火建築物又は準耐火建築物であつて、延べ面積が1,000㎡以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として3階以上のもの)以外の住宅をいう。</p>									

補助事業の対象となる者	住宅耐震化補助										
	住宅耐震改修工事費補助										
	次に掲げる要件をすべて満たす者（ただし、戸建住宅及びその他共同住宅の場合、以下の全ての要件を満たす兵庫県民（個人）に限り、マンションについては第2項を除く。） 1 次の各号のいずれかに該当する住宅（当該事業又は県補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」（「住宅耐震改修計画策定費補助」、「簡易耐震改修工事費補助」、「簡易な耐震改修定額助成」、「シェルター型工事費補助」又は「住宅耐震改修工事費補助（居室耐震型改修工事）」を除く。）の補助金を受けたものを除く。）を所有する者（区分所有のマンションにおいては管理組合） (1) 耐震診断の結果、安全性が低いと診断されたもの (2) 平成12年度から14年度までに実施した「わが家の耐震診断推進事業」で診断の結果、安全性が低いと診断されたもの (3) 平成17年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」で診断の結果、安全性が低いと診断されたもの 2 所有者の所得が1,200万円以下の者 3 兵庫県住宅再建共済制度（家財再建共済制度を除く。）に加入している又は加入する住宅を所有する者 4 加古川市税を完納している者										
補助事業の対象となる経費	補助事業の対象となる住宅（補助事業の対象となる者の第1項及び第3項に定める住宅をいう。以下同じ。）の耐震改修工事に要する経費（ただし、戸建住宅においては総額50万円以上のものに限り、その他共同住宅及びマンションにおいては、住宅に係る部分に要する部分に係る経費に限る。）										
補助率	戸建住宅：4/5、その他共同住宅：4/5、マンション：1/2										
補助金の額	戸建住宅	補助事業の対象となる経費が125万円までの場合は補助率を乗じた額（千円未満の端数切捨て）、125万円を超えて300万円までの場合は125万円を超える額に30/175を乗じた額に100万円を加えた額（千円未満の端数切捨て）、300万円を超える場合は130万円とする。 ただし、過去に兵庫県及び加古川市が実施する「簡易耐震改修工事費補助」、「簡易な耐震改修定額助成」、「シェルター型工事費補助」又は「住宅耐震改修工事費補助（居室耐震型改修工事）」の補助金を受けた住宅にあっては、当該補助金の額を控除する。									
	その他共同住宅	補助事業の対象となる経費に補助率を乗じた額又は40万円に補助事業の対象となる者が所有する住宅の戸数を乗じた額のいずれか低い額（千円未満の端数切捨て）									
	マンション	補助事業の対象となる経費に補助率を乗じた額又は補助事業の対象となる住宅の延べ面積（ただし、居住の用に供する部分に限る。）×25,100円/㎡若しくは下表の延べ面積の区分に応じた絶対限度額のいずれか低い額（千円未満の端数切捨て） <table border="1" data-bbox="470 1769 1369 1982"> <thead> <tr> <th>延べ面積の区分^(注)</th> <th>絶対限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000㎡以上5,000㎡以内</td> <td>3,000万円</td> </tr> <tr> <td>5,000㎡を超え10,000㎡以内</td> <td>6,000万円</td> </tr> <tr> <td>10,000㎡を超え15,000㎡以内</td> <td>9,000万円</td> </tr> <tr> <td>15,000㎡超</td> <td>13,500万円</td> </tr> </tbody> </table> (注) 居住の用に供する部分に限る。	延べ面積の区分 ^(注)	絶対限度額	1,000㎡以上5,000㎡以内	3,000万円	5,000㎡を超え10,000㎡以内	6,000万円	10,000㎡を超え15,000㎡以内	9,000万円	15,000㎡超
延べ面積の区分 ^(注)	絶対限度額										
1,000㎡以上5,000㎡以内	3,000万円										
5,000㎡を超え10,000㎡以内	6,000万円										
10,000㎡を超え15,000㎡以内	9,000万円										
15,000㎡超	13,500万円										
適用除外す	—										

る事項	
その他の事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 耐震改修の結果、地震に対して安全な構造となっていること。 2 区分所有のその他共同住宅における補助の対象となる戸数は、補助事業の対象となる者が所有する戸数とする。 3 補助事業の対象となる耐震改修工事は、兵庫県「住宅改修事業の適正化に関する条例」に基づく住宅改修業者登録制度等へ登録し、かつ、補助実績の公表に同意した事業者との契約による工事であること（ただしマンションの場合を除く。）。 4 その他共同住宅とは、戸建住宅及びマンション（共同住宅のうち耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ面積が1,000㎡以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として3階以上のもの）以外の住宅をいう。

補助事業の対象となる者	住宅耐震化補助
	耐震改修計画・工事費パッケージ型補助
	<p>次に掲げる要件を全て満たす者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 昭和56年5月31日以前に着工された木造戸建住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2未満のものに限る。）を含む。）のうち、次の各号のいずれかに該当する住宅を所有する者（兵庫県民（個人）に限る。） <ol style="list-style-type: none"> (1) 耐震診断の結果、安全性が低いと診断されたもの (2) 平成12年度から14年度までに実施した「わが家の耐震診断推進事業」で診断の結果、安全性が低いと診断されたもの (3) 平成17年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」で診断の結果、安全性が低いと診断されたもの 2 所有者の所得が1,200万円以下の者 3 兵庫県住宅再建共済制度（家財再建共済制度を除く。）に加入している又は加入する住宅を所有する者 4 加古川市税を完納している者
補助事業の対象となる経費	補助事業の対象となる住宅（補助事業の対象となる者の第1項及び第3項に定める住宅をいう。以下同じ。）の耐震診断、耐震改修計画策定及び耐震改修工事に要する経費（総額が50万円以上のものに限る。）
補助率	住宅耐震改修計画策定費：2/3 住宅耐震改修工事費：4/5
補助金の額	<p>耐震診断及び住宅耐震改修計画策定に要する経費に2/3を乗じた額（20万円を上限とする）及び耐震改修工事に要する経費が125万円までの場合は補助率を乗じた額（千円未満の端数切捨て）、125万円を超えて300万円までの場合は125万円を超える額に30/175を乗じた額に100万円を加えた額（千円未満の端数切捨て）、300万円を超える場合は130万円を合計した額。</p> <p>ただし、この事業又は県補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」のうち「簡易耐震改修工事費補助」、「簡易な耐震改修定額助成」、「シェルター型工事費補助」又は「住宅耐震改修工事費補助（居室耐震型改修工事）」の補助金を過去に受けた住宅にあっては、当該補助金の額を控除する。</p>
適用除外する事項	—
その他の事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 耐震改修の結果、地震に対して安全な構造となっていること。 2 事業者グループを構成する事業者で、実績の公表に同意しているものとの契約による耐震診断、耐震改修計画策定及び耐震改修工事であること。 3 「屋根軽量化工事費補助」又は「住宅耐震改修工事費補助（部分改修型工事）」の補助金を受けたことがある住宅でないこと。

補助事業の対象となる者	部分型耐震化補助	
	簡易耐震改修工事費補助	
	次に掲げる要件をすべて満たす者（ただし、戸建住宅及びその他共同住宅の場合、以下の全ての要件を満たす兵庫県民(個人)に限り、マンションについては第2項を除く。）	
	1 次の各号のいずれかに該当する住宅（当該事業又は県補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」（「住宅耐震改修計画策定費補助」を除く。）の補助金を受けたものを除く。）を所有する者（区分所有のマンションにおいては管理組合）	
	(1) 耐震診断の結果、上部構造評点が0.7未満又はIs0.3未満のもの又は上部構造評点が0.7未満又はIs0.3未満と診断されるもの	
	(2) 平成12年度から14年度までに実施した「わが家の耐震診断推進事業」で診断の結果、評点が0.7未満のもの	
	(3) 平成17年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」で診断の結果、評点が0.7未満のもの	
	2 所有者の所得が1,200万円以下の者	
	3 兵庫県住宅再建共済制度（家財再建共済制度を除く。）に加入している又は加入する住宅を所有する者	
	4 加古川市税を完納している者	
補助事業の対象となる経費	補助事業の対象となる住宅（補助事業の対象となる者の第1項及び第3項に定める住宅をいう。以下同じ。）の耐震診断、耐震改修計画策定及び耐震改修工事に要する経費（ただし、戸建住宅においては総額が50万円以上のものに限り、その他共同住宅及びマンションにおいては、住宅に係る部分に要する経費に限る。）。ただし、「住宅耐震改修計画策定費補助」の補助金を過去に受けた住宅にあつては、耐震診断及び耐震改修計画策定に要する経費を除く。	
補助率	戸建住宅：4/5、その他共同住宅：4/5、マンション：1/2	
補助金の額	戸建住宅	補助事業の対象となる経費に補助率を乗じた金額又は50万円のいずれか低い額（千円未満の端数切捨て）。ただし、耐震診断の結果、上部構造評点が0.7以上又はIs値が0.3以上であることが確認できた場合にあつては、3.3万円（定額）とする。
	その他共同住宅	補助事業の対象となる経費に補助率を乗じた額又は20万円に補助事業の対象となる者が所有する住宅の戸数を乗じた額のいずれか低い額（千円未満の端数切捨て）。ただし、耐震診断の結果、上部構造評点が0.7以上又はIs値が0.3以上であることが確認できた場合にあつては、4万円/戸（定額）とする。

	<p>補助事業の対象となる経費に補助率を乗じた額又は補助事業の対象となる住宅の延べ面積（ただし、居住の用に供する部分に限る。以下同じ。）×12,550円/㎡若しくは下表の延べ面積の区分に応じた絶対限度額のいずれか低い額（千円未満の端数切捨て）ただし、耐震診断の結果、上部構造評点が0.7以上又はIs値が0.3以上であることが確認できた場合にあつては、延べ面積×12,550円/㎡に1/5を乗じた額又は下表の延べ面積の区分に応じた絶対限度額に1/5を乗じた額のいずれか低い額（ただし、住宅に係る部分に係る経費に限る。）とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>延べ面積の区分^(注)</th> <th>絶対限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000㎡以上5,000㎡以内</td> <td>1,500万円</td> </tr> <tr> <td>5,000㎡を超え10,000㎡以内</td> <td>3,000万円</td> </tr> <tr> <td>10,000㎡を超え15,000㎡以内</td> <td>4,500万円</td> </tr> <tr> <td>15,000㎡超</td> <td>6,750万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 居住の用に供する部分に限る。</p>	延べ面積の区分 ^(注)	絶対限度額	1,000㎡以上5,000㎡以内	1,500万円	5,000㎡を超え10,000㎡以内	3,000万円	10,000㎡を超え15,000㎡以内	4,500万円	15,000㎡超	6,750万円
延べ面積の区分 ^(注)	絶対限度額										
1,000㎡以上5,000㎡以内	1,500万円										
5,000㎡を超え10,000㎡以内	3,000万円										
10,000㎡を超え15,000㎡以内	4,500万円										
15,000㎡超	6,750万円										
適用除外する事項	—										
その他の事項	<ol style="list-style-type: none"> 耐震改修の結果、上部構造評点が0.7以上若しくはIs値が0.3以上となっていること又は耐震診断の結果上部構造評点が0.7以上若しくはIs値が0.3以上であることが確認できること。 補助事業の対象となる耐震改修工事は、兵庫県「住宅改修事業の適正化に関する条例」に基づく住宅改修業者登録制度等へ登録し、かつ、補助実績の公表に同意した事業者との契約による工事であること（ただしマンションの場合を除く）。 その他共同住宅とは、戸建住宅及びマンション（共同住宅のうち耐火建築物又は準耐火建築物であつて、延べ面積が1,000㎡以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として3階以上のもの）以外の住宅をいう。 										

補助事業の対象となる者	部分型耐震化補助
	屋根軽量化工事費補助
	<p>次に掲げる要件をすべて満たす者（ただし、戸建住宅及びその他共同住宅の場合、以下の全ての要件を満たす兵庫県民(個人)に限り、マンションについては第2項を除く。）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 次の各号のいずれかに該当する住宅（当該事業又は県補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」（「住宅耐震改修計画策定費補助」を除く）の補助金を受けたものを除く）を所有する者（区分所有のマンションにおいては、管理組合） <ol style="list-style-type: none"> (1) 耐震診断の結果、安全性が低いと診断されたもの（上部構造評点が0.7以上に限る。） (2) 平成12年度から14年度までに実施した「わが家の耐震診断推進事業」で診断の結果、評点が0.7以上1.0未満のもの (3) 平成17年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」で診断の結果、評点が0.7以上1.0未満のもの 2 所有者の所得が1,200万円以下の者 3 兵庫県住宅再建共済制度（家財再建共済制度を除く。）に加入している又は加入する住宅を所有する者 4 加古川市税を完納している者
補助事業の対象となる経費	<p>補助事業の対象となる住宅（補助事業の対象となる者の第1項及び第3項に定める住宅をいう。以下同じ。）の非常に重い屋根を重い屋根又は軽い屋根に軽量化する工事及びそれにあわせて実施する耐震改修工事に要する経費（ただし、戸建住宅においては総額が50万円以上のものに限り、その他共同住宅においては、住宅に係る部分に要する経費に限る。）</p>

補助率	戸建住宅：定額、その他共同住宅：1/2、マンション1/2										
補助金の額	戸建住宅	50万円									
	その他共同住宅	補助事業の対象となる費用に補助率を乗じた額又は20万円に補助事業の対象となる者が所有する住宅の戸数を乗じた額のいずれか低い額（千円未満の端数切捨て）									
	マンション	補助事業の対象となる経費に補助率を乗じた額又は補助事業の対象となる住宅の延べ面積（ただし、居住の用に供する部分に限る。）×12,550円/㎡若しくは下表の延べ面積の区分に応じた絶対限度額のいずれか低い額（千円未満の端数切捨て） <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>延べ面積の区分^(注)</th> <th>絶対限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000㎡以上5,000㎡以内</td> <td>1,500万円</td> </tr> <tr> <td>5,000㎡を超え10,000㎡以内</td> <td>3,000万円</td> </tr> <tr> <td>10,000㎡を超え15,000㎡以内</td> <td>4,500万円</td> </tr> <tr> <td>15,000㎡超</td> <td>6,750万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 居住の用に供する部分に限る。</p>	延べ面積の区分 ^(注)	絶対限度額	1,000㎡以上5,000㎡以内	1,500万円	5,000㎡を超え10,000㎡以内	3,000万円	10,000㎡を超え15,000㎡以内	4,500万円	15,000㎡超
延べ面積の区分 ^(注)	絶対限度額										
1,000㎡以上5,000㎡以内	1,500万円										
5,000㎡を超え10,000㎡以内	3,000万円										
10,000㎡を超え15,000㎡以内	4,500万円										
15,000㎡超	6,750万円										
適用除外する事項	—										
その他の事項	<p>1 補助事業の対象となる耐震改修工事は、兵庫県「住宅改修事業の適正化に関する条例」に基づく住宅改修業者登録制度等へ登録し、かつ、補助実績の公表に同意した事業者との契約による工事であること（ただしマンションの場合を除く。）。</p> <p>2 その他共同住宅とは、戸建住宅及びマンション（共同住宅のうち耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ面積が1,000㎡以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として3階以上のもの）以外の住宅をいう。</p>										

補助事業の対象となる者	部分型耐震化補助
	シェルター型工事費補助
補助事業の対象となる者	<p>次に掲げる要件をすべて満たす兵庫県民（個人）</p> <p>1 次の各号のいずれかに該当する住宅（当該事業又は県補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」（「住宅耐震改修計画策定費補助」を除く）の補助金を受けたものを除く）を所有する者</p> <p>(1) 耐震診断の結果、安全性が低いと診断されたもの</p> <p>(2) 平成12年度から14年度までに実施した「わが家の耐震診断推進事業」で診断の結果、安全性が低いと診断されたもの</p> <p>(3) 平成17年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」で診断の結果、安全性が低いと診断されたもの</p> <p>2 所有者の所得が1,200万円以下の者</p> <p>3 兵庫県住宅再建共済制度（家財再建共済制度を除く。）に加入している又は加入する住宅を所有する者</p> <p>4 加古川市税を完納している者</p>
補助事業の対象となる経費	補助事業の対象となる住宅（補助事業の対象となる者の第1項及び第3項に定める住宅をいう。以下同じ。）におけるシェルターの設置工事（シェルター型工事）（総額が10万円以上のものに限り、その他共同住宅及びマンションにおいては、住宅に係る部分に

	要する経費に限る。) に要する経費
補助率	定額
補助金の額	補助事業の対象となる経費が 10 万円以上 50 万円未満の場合は 10 万円、50 万円以上の場合は 50 万円とする。
適用除外する事項	—
その他の事項	—

補助事業の対象となる者	<p style="text-align: center;">防災ベッド等設置費補助</p> <p>次に掲げる要件をすべて満たす市民（個人）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 補助事業の対象となる住宅の居住者（所得が 1,200 万円以下の者に限る。） 2 加古川市税を完納している者
補助事業の対象となる経費	<p>補助事業の対象となる者が実施する防災ベッド等の設置（総額が 10 万円以上のものに限る。）に要する経費</p> <p>【補助事業の対象となる住宅】</p> <p>以下の全ての要件を満たす住宅</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 次の各号のいずれかに該当する住宅（この事業又は県補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」（「住宅耐震改修計画策定費補助」、「簡易耐震改修工事費補助」、「簡易な耐震改修定額助成」、「シェルター型工事費補助」又は「住宅耐震改修工事費補助（居室耐震型改修工事）」を除く）の補助金を受けたものを除く） <ol style="list-style-type: none"> (1) 耐震診断の結果、安全性が低いと診断されたもの (2) 平成 12 年度から 14 年度までに実施した「わが家の耐震診断推進事業」で診断の結果、安全性が低いと診断されたもの (3) 平成 17 年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」で診断の結果、安全性が低いと診断されたもの 2 兵庫県住宅再建共済制度の家財再建共済制度に加入している又は加入する住宅（兵庫県住宅再建共済制度の住宅再建共済制度に加入している又は加入する住宅を含む。）
補助率	定額
補助金の額	10 万円
適用除外する事項	—
その他の事項	—

別に定める書類

関係条項	住宅耐震改修計画策定費補助
第6条第1項 (交付申請)	<ol style="list-style-type: none"> 1 様式第耐震1-1号(耐震診断・耐震改修計画策定住宅概要書) 2 住宅の登記事項証明書 3 住宅の登記事項証明書で建築年月が確認できない場合は、次の各号のいずれかの写し <ol style="list-style-type: none"> (1) 住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証 (2) 住宅の固定資産課税台帳登録証明(建築年月が記載されたもの) (3) その他建築年月を証明する書類 4 住宅の付近見取り図(方位、道路及び目標となる地物を明示したもの) 5 耐震診断・耐震改修計画策定費用の見積書 6 区分所有のマンション、その他共同住宅である場合は次に掲げる書類 <ol style="list-style-type: none"> (1) 交付申請内容を行うことについて管理組合の議決等を経たことを証する書類 (2) 戸数及び住戸ごとの専用面積が確認できる書類 (3) 管理組合の理事長等が代表して申請する場合は、理事長等であることを証する書類 (4) 店舗併用住宅である場合は、住宅に関する部分の補助対象経費の算定に必要な書類 7 加古川市市税確認承諾書 8 委任状(代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格(建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号(登録府県名等))を記載したもの)
第6条第2項 (事前協議)	住宅耐震改修に係る図書 <ol style="list-style-type: none"> (1) 付近見取り図(方位、道路及び目標となる地物を明示したもの) (2) 配置図 (3) 平面図 (4) 立面図 (5) その他市長が必要と認める書類
第10条第1項 (変更交付申請)	第6条関係の各添付書類に準じる。
第12条(実績報告)	<ol style="list-style-type: none"> 1 様式第耐震2号(補助金算定・精算書) 2 耐震改修工事費用の見積書 3 交付決定通知書の写し 4 様式第耐震3号(耐震診断報告書) 5 住宅耐震改修に係る図書 <ol style="list-style-type: none"> (1) 配置図 (2) 平面図、立面図(耐震改修前後) (3) その他耐震改修計画内容が確認できる図書 6 耐震改修計画策定に係る契約書の写し及び領収書の写し等 7 兵庫県住宅再建共済制度加入証書の写し又は兵庫県住宅再建共済制度加入申込書の写し 8 委任状(代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格(建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号(登録府県名等))を記載したもの)

関係条項	住宅耐震改修工事費補助
第6条第1項 (交付申請)	<ol style="list-style-type: none"> 1 様式第耐震1-2号(耐震改修工事住宅概要書) 2 様式第耐震2号(補助金算定・精算書) 3 住宅の登記事項証明書 4 住宅の登記事項証明書で建築年月が確認できない場合は、次の各号のいずれかの写し <ol style="list-style-type: none"> (1) 住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証 (2) 住宅の固定資産課税台帳登録証明(建築年月が記載されたもの) (3) その他建築年月を証明する書類 5 様式第耐震3号(耐震診断報告書) 6 所得証明書の写し(全住戸分) 7 住宅耐震改修に係る図書 <ol style="list-style-type: none"> (1) 付近見取り図(方位、道路及び目標となる地物を明示したもの)

	<ul style="list-style-type: none"> (2) 配置図 (3) 平面図、立面図（耐震改修前後） (4) その他耐震改修工事内容が確認できる図書 <p>8 区分所有のマンション、その他共同住宅である場合は、次に掲げる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 交付申請内容を行うことについて管理組合の議決等を経たことを証する書類 (2) 戸数及び住戸ごとの専用面積が確認できる書類 (3) 管理組合の理事長等が代表して申請する場合は、理事長等であることを証する書類 (4) 店舗併用住宅である場合は、住宅に関する部分の補助対象経費の算定に必要な書類 <p>9 改修工事を実施する事業者の要件が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 兵庫県「住宅改修事業の適正化に関する条例」に基づく住宅改修業者登録制度による登録証（マンションの場合を除く） (2) 事業者グループを構成する事業者であることが確認できる書類（木造戸建住宅の場合に限る） <p>10 様式第耐震5-1号(耐震改修工事実績公表同意書)（マンションの場合を除く）</p> <p>11 加古川市市税確認承諾書</p> <p>12 委任状（代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格（建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号（登録府県名等））を記載したもの） （交付申請書を住宅耐震改修計画策定費補助の実績報告書と同時に提出する場合） 上記3、4、5及び7の書類は当該実績報告書をもって代えることができる。</p>
第6条第2項 （事前協議）	住宅耐震改修に係る図書 <ul style="list-style-type: none"> (1) 付近見取り図(方位、道路及び目標となる地物を明示したもの) (2) 配置図 (3) 平面図 (4) 立面図 (5) その他市長が必要と認める書類
第10条第1項 （変更交付申請）	第6条関係の各添付書類に準じる。
第12条(実績報告)	<ul style="list-style-type: none"> 1 様式第耐震2号(補助金算定・精算書) 2 交付決定通知書の写し 3 様式第耐震4号(耐震改修工事実施確認書) 4 耐震改修工事に係る請負契約書の写し及び工事代金領収書の写し等 5 兵庫県住宅再建共済制度加入証書の写し又は兵庫県住宅再建共済制度加入申込書の写し 6 様式第耐震5-2号(耐震改修工事実績公表内容報告書)（マンションの場合を除く） 7 委任状（代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格（建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号（登録府県名等））を記載したもの） （耐震改修計画の変更がある場合） <ul style="list-style-type: none"> 1 住宅耐震改修に係る図書 2 耐震診断報告書（改修後のみ） （補助事業の対象となる経費の変更がある場合） <ul style="list-style-type: none"> 1 耐震改修工事費見積・精算書 2 耐震診断報告書（改修後のみ）

関係条項	内 容
	耐震改修計画・工事費パッケージ型補助
第6条第1項 （交付申請）	（添付書類） <ul style="list-style-type: none"> 1 様式第耐震1-3号(耐震診断・耐震改修計画策定住宅概要書) 2 住宅の登記事項証明書 3 住宅の登記事項証明書で建築年月が確認できない場合は、次の各号のいずれかの写し <ul style="list-style-type: none"> (1) 住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証 (2) 住宅の固定資産課税台帳登録証明(建築年月が記載されたもの) (3) その他建築年月を証明する書類

	<ul style="list-style-type: none"> 4 所得証明書の写し 5 付近見取り図(方位、道路及び目標となる地物を明示したもの) 6 事業者グループを構成する事業者であることが確認できる書類 7 様式第耐震5-1号(耐震改修工事実績公表同意書) 8 委任状(代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格(建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号(登録府県名等))を記載したもの)
第10条第1項 (変更交付申請)	(添付書類) 第6条関係の各添付書類に準じる。
第12条 (実績報告)	(添付書類) <ul style="list-style-type: none"> 1 様式第耐震2-2号(補助金算定・精算書) 2 交付決定通知書の写し 3 住宅耐震改修に係る図書 <ul style="list-style-type: none"> (1) 配置図 (2) 平面図、立面図(耐震改修前後) (3) その他耐震改修工事内容が確認できる図書 4 様式第耐震4号(耐震改修工事実施確認書) 5 耐震診断、耐震改修計画策定、耐震改修工事に係る請負契約書の写し及び領収書の写し等 6 兵庫県住宅再建共済制度加入証書の写し又は兵庫県住宅再建共済制度加入申込書の写し 7 様式第耐震5-2号(耐震改修工事実績公表内容報告書) 8 委任状(代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格(建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号(登録府県名等))を記載したもの)

関係条項	簡易耐震改修工事費補助
第6条第1項 (交付申請)	<ul style="list-style-type: none"> 1 様式第耐震簡1号(耐震改修住宅概要書) 2 住宅の登記事項証明書 3 住宅の登記事項証明書で建築年月が確認できない場合は、次の各号のいずれかの写し <ul style="list-style-type: none"> (1) 住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証 (2) 住宅の固定資産課税台帳登録証明(建築年月が記載されたもの) (3) その他建築年月を証明する書類 4 所得証明書の写し 5 付近見取り図(方位、道路及び目標となる地物を明示したもの) 6 区分所有のマンション、その他共同住宅である場合は次に掲げる書類 <ul style="list-style-type: none"> (1) 交付申請内容を行うことについて管理組合の議決等を経たことを証する書類 (2) 戸数及び住戸ごとの専用面積が確認できる書類 (3) 管理組合の理事長等が代表して申請する場合は、理事長等であることを証する書類 (4) 店舗併用住宅である場合は、住宅に関する部分の補助対象経費の算定に必要な書類 7 改修工事を実施する事業者の要件が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し <ul style="list-style-type: none"> (1) 兵庫県「住宅改修事業の適正化に関する条例」に基づく住宅改修業者登録制度による登録証(マンションの場合を除く) (2) 事業者グループを構成する事業者であることが確認できる書類(木造戸建住宅の場合に限る) 8 様式第耐震5-1号(耐震改修工事実績公表同意書)(マンションの場合を除く) 9 加古川市市税確認承諾書 10 委任状(代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格(建築士の場合は一級・二級等の別、登録番号(登録府県名等))を記載したもの)
第6条第2項 (事前協議)	住宅耐震改修に係る図書 <ul style="list-style-type: none"> (1) 付近見取り図(方位、道路及び目標となる地物を明示したもの) (2) 配置図 (3) 平面図

	(4) 立面図 (5) その他市長が必要と認める書類
第 10 条第 1 項 (変更交付申請)	第 6 条関係の各添付書類に準じる。
第 12 条(実績報告)	<ol style="list-style-type: none"> 1 様式第耐震簡 2 号(補助金精算書) 2 交付決定通知書の写し 3 様式第耐震簡 3 号(耐震診断報告書) 4 住宅耐震改修に係る図書 <ol style="list-style-type: none"> (1) 配置図 (2) 平面図、立面図 (耐震改修前後) (3) その他耐震改修工事内容が確認できる図書 5 様式第耐震簡 4 号(耐震改修工事实施確認書) 6 耐震診断、耐震改修計画策定、耐震改修工事に係る請負契約書の写し及び領収書の写し等 7 兵庫県住宅再建共済制度加入証書の写し又は兵庫県住宅再建共済制度加入申込書の写し 8 様式第耐震 5 - 2 号(耐震改修工事实績公表内容報告書) (マンションの場合を除く) 9 委任状 (代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格 (建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号 (登録府県名等)) を記載したもの) (耐震改修計画の変更がある場合) <ol style="list-style-type: none"> 1 住宅耐震改修に係る図書 2 耐震診断報告書 (改修後のみ) (補助事業の対象となる経費の変更がある場合) <ol style="list-style-type: none"> 1 耐震改修工事費見積・精算書 2 耐震診断報告書 (改修後のみ)

関係条項	屋根軽量化工事費補助
第 6 条第 1 項 (交付申請)	<ol style="list-style-type: none"> 1 様式第耐震部分 1 号(耐震改修工事住宅概要書) 2 様式第耐震部分 2 号(補助金算定・精算書) 3 住宅の登記事項証明書 4 住宅の登記事項証明書で建築年月が確認できない場合は、次の各号のいずれかの写し <ol style="list-style-type: none"> (1) 住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証 (2) 住宅の固定資産課税台帳登録証明(建築年月が記載されたもの) (3) その他建築年月を証明する書類 5 様式第耐震部分 3 号(耐震工事事業計画書) 6 所得証明書の写し 7 住宅耐震改修に係る図書 <ol style="list-style-type: none"> (1) 付近見取り図(方位、道路及び目標となる地物を明示したもの) (2) 配置図 (3) 平面図、立面図 (耐震改修前後) (4) その他耐震改修工事内容が確認できる図書 8 区分所有のマンション、その他共同住宅である場合は次に掲げる書類 <ol style="list-style-type: none"> (1) 交付申請内容を行うことについて管理組合の議決等を経たことを証する書類 (2) 戸数及び住戸ごとの専用面積が確認できる書類 (3) 管理組合の理事長等が代表して申請する場合は、理事長等であることを証する書類 (4) 店舗併用住宅である場合は、住宅に関する部分の補助対象経費の算定に必要な書類 9 改修工事を実施する事業者の要件が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し <ol style="list-style-type: none"> (1) 兵庫県「住宅改修事業の適正化に関する条例」に基づく住宅改修業者登録制度による登録証 (マンションの場合を除く) (2) 事業者グループを構成する事業者であることが確認できる書類 (木造戸建住宅の場合に限る) 10 様式第耐震 5 - 1 号(耐震改修工事实績公表同意書) (マンションの場合を除く)

	11 加古川市市税確認承諾書 12 委任状（代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格（建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号（登録府県名等））を記載したもの）
第6条第2項 （事前協議）	住宅耐震改修に係る図書 （1）付近見取り図（方位、道路及び目標となる地物を明示したもの） （2）配置図 （3）平面図 （4）立面図 （5）その他市長が必要と認める書類
第10条第1項 （変更交付申請）	第6条関係の各添付書類に準じる。
第12条（実績報告）	1 様式第耐震部分2号（補助金算定・精算書） 2 交付決定通知書の写し 3 様式第耐震部分4号（耐震改修工事実施確認書） 4 耐震改修工事に係る請負契約書の写し及び工事代金領収書の写し等 5 兵庫県住宅再建共済制度加入証書の写し又は兵庫県住宅再建共済制度加入申込書の写し 6 様式第耐震5-2号（耐震改修工事実績公表内容報告書）（マンションの場合を除く） 7 委任状（代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格（建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号（登録府県名等））を記載したもの） （補助事業の対象となる経費の変更がある場合） 1 屋根軽量化工事費見積・精算書

関係条項	シェルター型工事費補助
第6条第1項 （交付申請）	1 様式第耐震部分1号（耐震改修工事住宅概要書） 2 様式第耐震部分2号（補助金算定・精算書） 3 住宅の登記事項証明書 4 住宅の登記事項証明書で建築年月が確認できない場合は、次の各号のいずれかの写し （1）住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証 （2）住宅の固定資産課税台帳登録証明（建築年月が記載されたもの） （3）その他建築年月を証明する書類 5 様式第耐震部分3号（耐震工事業計画書） 6 所得証明書の写し 7 住宅耐震改修に係る図書 （1）付近見取り図（方位、道路及び目標となる地物を明示したもの） （2）配置図 （3）平面図、立面図（耐震改修前後） （4）その他耐震改修工事内容が確認できる図書 8 区分所有のマンション、その他共同住宅である場合は次に掲げる書類 （1）交付申請内容を行うことについて管理組合の議決等を経たことを証する書類 （2）戸数及び住戸ごとの専用面積が確認できる書類 （3）管理組合の理事長等が代表して申請する場合は、理事長等であることを証する書類 （4）店舗併用住宅である場合は、住宅に関する部分の補助対象経費の算定に必要な書類 9 加古川市市税確認承諾書 10 委任状（代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格（建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号（登録府県名等））を記載したもの）
第6条第2項 （事前協議）	住宅耐震改修に係る図書 （1）付近見取り図（方位、道路及び目標となる地物を明示したもの） （2）配置図 （3）平面図 （4）立面図 （5）その他市長が必要と認める書類
第10条第1項	第6条関係の各添付書類に準じる。

項（変更交付申請）	
第 12 条(実績報告)	<ol style="list-style-type: none"> 1 様式第耐震部分 2 号(補助金算定・精算書) 2 交付決定通知書の写し 3 様式第耐震部分 4 号(耐震改修工事実施確認書) 4 耐震改修工事に係る請負契約書の写し及び工事代金領収書の写し等 5 兵庫県住宅再建共済制度加入証書の写し又は兵庫県住宅再建共済制度加入申込書の写し 6 委任状（代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格（建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号（登録府県名等））を記載したもの） （補助事業の対象となる経費の変更がある場合） <ol style="list-style-type: none"> 1 シェルター型工事費見積・精算書

関係条項	防災ベッド等設置費補助
第 6 条第 1 項（交付申請）	<ol style="list-style-type: none"> 1 様式第建防 1 号(住宅概要書) 2 住宅の建築年月が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し <ol style="list-style-type: none"> (1) 住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証 (2) 住宅の登記事項証明書 (3) 住宅の固定資産課税台帳登録証明(建築年月が記載されたもの) (4) その他住宅の建築年月を証明する書類 3 簡易耐震診断結果 4 住民票の写し 5 所得証明書の写し 6 設置しようとしている防災ベッド等に関する仕様書及び見積書 7 加古川市市税確認承諾書 8 委任状（代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格（建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号（登録府県名等））を記載したもの）
第 10 条第 1 項（変更交付申請）	第 6 条関係の各添付書類に準じる。
第 12 条(実績報告)	<ol style="list-style-type: none"> 1 交付決定通知書の写し 2 防災ベッド等の設置にかかる契約書及び領収書の写し等 3 完了写真 4 兵庫県家財再建共済制度若しくは兵庫県住宅再建共済制度の加入証書の写し 又は兵庫県家財再建共済制度若しくは兵庫県住宅再建共済制度加入申込書の写し 5 委任状（代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格（建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号（登録府県名等））を記載したもの） （補助事業の対象となる経費の変更がある場合） <ol style="list-style-type: none"> 1 防災ベッド等設置費見積・精算書